

青森県報

第二千四百六十九号

平成十七年
四月二十二日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課) … 一
青森県営住宅規則の一部を改正する規則	(建築住宅課) … 二
告示	
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課) … 二
生活保護法による医療機関の指定	(同) … 二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同) … 二
生活保護法による指定施術者の住所及び施術所の所在地変更の届出	(同) … 三
臨時の職業訓練の施行	(労政・能力開発課) … 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活政策課) … 四
右 同	(同) … 四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告	(同) … 四
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(医療薬務課) … 五
林業用種苗生産事業者の登録	(林政課) … 五
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課) … 六
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所) … 六

右 同	(十和田県土整備事務所) … 六
-----	------------------

公安委員会

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則	(総務課) … 六
技能検定員等の審査の実施	(運転免許課) … 七
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(会計課) … 九
右 同	(同) … 九

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十九号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五号様式中

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申

立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならぬこととされています。

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一桜町団地の項中「二十五戸」を「三十五戸」に、「児童遊園」を「集会所」に改める。

別表第二桜町団地の項中「千二百円」を「二千六百円」に改める。

附則

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
船越歯科医院	青森市栄町二丁目八の一八	平成一七・二・二六
三光薬局	八戸市大字十八日町二七	一七・三・一五
三光薬局新井田店	八戸市大字新井田字法光野一三三の六	一七・三・一五

青森県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
船越歯科医院 よこの循環器呼吸器 内科医院	青森市栄町二丁目八の一八 青森市大字石江字江渡九七の二二	平成一七・三・一 一七・四・一
ケイクリニク	上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇九 二	"
すずらん調剤薬局石 江店	青森市大字石江字江渡九七の一	"

青森県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

自動車運転料

五人

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認
定の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十七年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人GREENプラザ

三 代表者の氏名
中村 博喜

四 主たる事務所の所在地
十和田市稲生町六の三四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者を含む全ての県民に対して、リサイクル活動によつて集められたIT関連機器を活用した環境保全事業や就労支援事業、初心者・障害者・高齢者等を対象としたパソコン技術指導によるインターネットの普及啓発を図る事業及び農畜産業に対する環境保護の推進を図る事業を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認
定の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十七年四月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わいわい福祉相談所

三 代表者の氏名
久保田 開

四 主たる事務所の所在地
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一七三五サンライズカマヤー〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者やその家族に対して、介護支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認定の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十七年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人光の岬福祉研究会

三 代表者の氏名
太田 真

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字笹森町三七の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉を考え、実践しようとする者により、福祉に関する幅広い分野を対象に、調査研究および福祉増進を目指した活動を行うとともに、何らかの福祉サービスを必要とする人々が、心身ともに健やかに育成され、地域社会及び文化活動などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量
オーダーリングシステム（平成十一年三月稼働分）に係る電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院企画情報課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECリース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 契約金額

三千四百八十五万三千二百八十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	生 産 事 業 者	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所
二七九	平成一七・四・三	川村星彦	採取 精選 幼苗の育成 苗木以外の苗木の育成	川村苗圃 上北郡六戸町大字下吉田
		氏名又は名称	種 穂	名 称
		住 所	苗 木	所 在 地
		上北郡六戸町大字下吉田字沼田一六五		

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡東北町字乙供一五の二、一五の二の一部及び一三三の二	上北郡東北町字塔ノ沢山一 東北町長職務執行者

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社新盛建設運輸
- 二 代表者の氏名 盛田 英世
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字三十刈頭一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第七六八二号
- 五 取消年月日 平成十七年四月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年四月六日前記建設業者が前期の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 新堅土木有限公司
- 二 代表者の氏名 川原 堅悦
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字沢田字和野二五の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第五〇〇四八号
- 五 取消年月日 平成十七年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年四月一日前記建設業者が前期の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十一号

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

青森県警察署協議会に関する規則（平成十三年四月青森県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第二条関係）

<p>技能検定員 (普通)</p>	<p>教習指導員 (普通)</p>	
<p>一 平成十七年九月五日から九月八日までの午後三時から午後五時五分まで 二 平成十七年九月十六日から九月二十三日までの午後三時から午後五時五分まで 三 平成十七年九月二十三日から九月三十日までの午後三時から午後五時五分まで</p>	<p>一 平成十七年七月四日から七月八日までの午後三時から午後五時五分まで 二 平成十七年七月十九日から七月二十二日までの午後三時から午後五時五分まで 三 平成十七年七月二十九日から八月二日までの午後三時から午後五時五分まで</p>	<p>十分から午後五時まで</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>能する知識・技能</p>
<p>教習指導員 (大自) 技能検定員 (大自)</p>	<p>一 平成十七年六月九日から六月十三日までの午後三時から午後五時五分まで 二 平成十七年六月十三日から六月十八日までの午後三時から午後五時五分まで 三 平成十七年六月十八日から六月二十三日までの午後三時から午後五時五分まで</p>	<p>能する知識・技能</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>能する知識・技能</p>

<p>教習指導員 (大型種) (普通種) 技能検定員 (大型種) (普通種)</p>	<p>まで</p>
<p>一 平成十七年七月四日から七月八日までの午後三時から午後五時五分まで 二 平成十七年七月十九日から七月二十二日までの午後三時から午後五時五分まで 三 平成十七年七月二十九日から八月二日までの午後三時から午後五時五分まで</p>	<p>右 同</p>
<p>能する知識・技能</p>	<p>能する知識・技能</p>

- (注) 自衛隊教習所にあつては、種別欄の(大型)と(普通)を読み替えること。
- 二 申請手続
- 1 申請書類の受付期間及び提出先
- (一) 各審査日の一か月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県警察本部交通部運転免許課
- 2 提出書類
- (一) 審査申請書
- 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚をちよう付すること。
- (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。
- (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一條に定める書類を審査当日提示すること。
- 三 審査手数料
- 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

四 その他

- 1 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- 2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課（電話〇一七・七八二・〇〇七一）に問い合わせること。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

一 物品等の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

コニカミノルタアイディーシステム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 七十一万九千九百三十三円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号及び第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたもので

ある。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

一 物品等の名称及び数量

運転免許証更新時講習資料 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

財団法人全日本交通安全協会

東京都千代田区九段南四丁目八の一三

六 契約金額

一式当たり 二百四十二円五十五銭

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭